

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：下川町

1 地域活性化総合特別区域の名称

森林総合産業特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

地域活性化のために、半世紀にわたり築いてきた森林資源のさらなる活用と基幹産業である林業・林産業の振興を図ることで、地域の持続的発展と地域内循環システムの構築をめざす。

林業では、循環型森林経営を推進し、高性能林業機械の導入、高密度路網整備、伐採・造林一貫システムの導入、共同施業団地の推進等により素材生産量の増大を図るとともに、作業員能力の向上を総合的に改革することで、森林施業の高効率化とコスト削減をめざす。

林産業では、地域内で産出された木材を効率的に加工・流通させるために、加工流通システムを高度化し、価格及び品質管理において競争力のある産業化をめざす。また、公共建築物等の建設に地域材を活用し、さらなる木材の需要拡大を図るとともに、広葉樹材等の新たな加工や需要の創出を図り、付加価値を高めた木材利用を推進する。

さらに、林業・林産業から発生する林地残材や端材などの未利用森林資源を最大限活用したエネルギー利用を推進することによる資金の好循環を図り、林業・林産業の活性化と雇用の創出、災害にも適応可能なエネルギー供給の実現による町民の安全・安心、快適な生活を確保することを目的に、市街地における森林バイオマス熱電併給システムの導入をめざす。

こうした取り組みを総合的に展開し、林業・林産業に加え森林バイオマスの活用なども含めた森林総合産業（森林版6次産業化）を構築することで、林業・林産業の経済的自立を促し、持続可能な地域社会を実現するとともに、我が国の木材自給率の向上と持続的な森林管理モデルの普及に大きく寄与するものである。

また、アジア諸地域等に対して技術交流が可能な体制づくりを構築し、アジアの中の日本として国益の増進に寄与できる地域をめざす。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：素材供給量

数値目標(1)：町内 22,535 m³（平成 26 年）→40,000 m³（平成 32 年）

評価指標(2)：林業・林産業生産額

数値目標(2)：276,679 万円（平成 26 年）→330,000 万円（平成 32 年）

評価指標(3)：林業・林産業従事者数

数値目標(3)：289 人（平成 26 年）→350 人（平成 32 年）

評価指標(4)：林道路網密度

数値目標(4)：45.5m/ha（平成26年）→49m/ha（平成32年）

評価指標(5)：熱エネルギー自給率

数値目標(5)：39%（平成26年）→59%（平成32年）

評価指標(6)：電力エネルギー自給率

数値目標(6)：0%（平成26年）→45%（平成32年）

3 特定地域活性化事業の名称

地域の持続的発展のためには、地域資源の有効活用と地域内循環システムの構築を図り、地域の優位性を活かした取組みを進め、適正な森林管理を通して素材生産量の増大を図り、雇用機会の創出、施業の集約化・木材流通の一体化を加速させる必要がある。

このことから、森林施業の集約に応じた、低コストな自立型林業の実現と地域産木材の加工流通システムの高度化を包括的に推進することで、林業・林産業が一体となった「森林総合産業」を構築するために、規制の特例措置や財政、金融上の支援措置等を活用しながら、官民一体となり英知を結集して、林業・林産業におけるあらゆるコスト要因において、高効率化と大規模集約化を図るとともに、森林資源管理、施業、流通システムなどを総合化することで、森林整備への再投資が可能な「森林総合産業」の構築に係る取組みを行う。

①木質バイオマスの生産（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組みを行っていく。

①高密度連絡路網整備事業（森林資源循環利用林道整備事業、別紙2－3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2－8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入にともなう規制の緩和

以下の①から③の特例措置等を活用し、森林施業における効率化と低コスト化に繋げる。

① 林業機械の搬送時における高さ制限

道路法第47条の2第1項及び道路交通法第57条第3項により現行法令で実施

林業機械の搬送時における高さ制限

車両に積載する貨物（林業機械）が特殊（分割不可能）であるためやむを得ないとき、当該車両が物理的に通行可能である場合、道路法第47条の2第1項及び道路交通法第57条第

3項により現行法令で実施

＞今後、導入予定の無登録の欧州普及型林業機械を森林内に搬送する際に活用予定

② 無登録の林業機械の公道走行

林業機械の前後に誘導員を配置することにより、「一般の交通の用に供さない状態」を措置し、道路運送車両法第2条第6項に基づき、現行法令で実施。

＞無登録の林業機械（カタピラを有する）の公道走行に活用予定

道路運送車両法35条第1項における臨時運行許可により、現行法令で実施

＞今後、導入予定の無登録の欧州普及型林業機械（タイヤ式）の公道走行に活用予定

③ カタピラを有する林業機械の舗装道走行

舗装道を走行する予定のカタピラ構造を有する林業機械は、舗装道を走行した場合でも、路面への影響が生じるようなものではなく、跡が残る程度で路面を損傷するおそれのないものであることから、車両制限令第8条は適用されないものとして実施。

＞無登録の林業機械（カタピラを有する）の舗装道走行に活用予定

別紙 2 - 3 <高密度連絡路網整備事業>【1 / 1】

1 一般地域活性化事業の名称

高密度連絡路網整備事業（森林資源循環利用林道整備事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

町有林と国有林との下川地域森林整備推進協定に基づく、共同施業団地内の森林施業の効率化とコスト削減を図ることを目的に、林道等の整備を行う。

② 支援措置の内容

共同施業団地内の森林整備の推進に必要な林道等の開設に対する財政上の支援措置。

③ 事業実施主体

下川町

④ 事業が行われる区域

共同施業団地内

⑤ 事業の実施期間

平成 23 年度～

⑥ その他

一般地域活性化事業の実績

- ・ 森林整備加速化・林業再生事業（平成 23 年度～平成 26 年度）
- ・ 林業専用道整備事業（平成 23 年度～平成 29 年度）
- ・ 農村漁村地域整備交付金（平成 23 年度～平成 29 年度）
- ・ 森林資源循環利用林道整備事業（平成 30 年度～）

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

木質バイオマスの生産（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

北星信用金庫

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が総合特区内において「木質バイオマスの生産」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。「木質バイオマスの生産」を実施する取組みについては、林業・林産業から発生する林地残材、端材などの未利用資源を木質バイオマス原料として活用してきているが、施業面積の拡大によるスケールメリットや森林施業の効率化により、林地残材などの収集コストの低減と木質バイオマス原料の増加が図られ、林業・林産業の追加的収益が得られるとともに、エネルギー自給が高まる。

また、林業・林産業事業者が体質強化やバイオマスエネルギー利用を図るために行う施設、機械、設備を整備することで、高効率化、低コスト化及び高付加価値化を進めることにより、収益性の確保が図れる。

以上については、当該総合特区の政策課題である「林業・林産業経営におけるコスト削減と木材加工の高付加価値化による収益性の確保が大きな課題となっており、地域の基幹産業である森林・林業の経済的自立のためには、新たな林業・林産業システムの構築と最適化が必要である」及びその解決策である「林産システムの革新」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

(1) 私有林整備支援補助事業（平成 24 年度～）

→森林所有者が行う植林、除間伐、枝打ち、作業路整備等への支援

(2) F S C（森林認証）管理事業（平成 24 年度～）

→森林認証を取得した森林の管理

(3) 町有林管理事業（平成 24 年度～）

→町有林の適正管理と森林施業の推進

(4) 町有林整備事業（平成 24 年度～）

→町有林を整備するための各種施策（主伐、造林、下刈、除間伐、作業路開設など）の実施

(5) 森林資源量解析事業（平成 24 年度～）

→森林資源解析システムの管理・運用

(6) 特定母樹園整備事業（平成 28 年度～）

→クリーンラーチの資源確保に繋げるための公営採取園の整備

(7) 林道網整備事業（平成 24 年度～）

→町有林内の林道網整備・管理等

(8) 林業・林産業振興事業補助金（平成 24 年度～）

→経営安定・強化を図るために行う施設、機械、設備整備事業への支援

(9) 林業・林産業担い手育成事業補助金（平成 24 年度～）

→事業者の従事者が行う研修への支援

(10) 林業・林産業人材確保支援事業（平成 28 年度～）

→北海道内農業高校森林科学コースの学生等の実習やインターンシップ受入れの実施

(11) 森林作業員就業条件整備事業補助金（平成 24 年度～）

→就労日数に応じて作業員への奨励金支給

(12) 林業労務改善協議会運営助成金（平成 24 年度～）

→林業関係者の労務改善と福利厚生事業を行う協議会への支援

(13) 地域材振興資金利子補給事業（平成 24 年度～）

→地域材加工流通施設の経営安定、流通合理化のため借入れた資金への利子補給

(14) 製材業事業資金利子補給金（平成 24 年度～）

→製材業等営む者の協同組合に、事業の協働化、工場の集団化、企業構造の高度化、その他林産事業に必要な資金を貸し付けた場合の損失補償及び利子補給

(15) 林産協同組合事業補助金（平成 24 年度～）

→地域製材の販路拡大に係る経費への支援

(16) 快適住まいづくり促進事業（平成 24 年度～）

→地域材を活用した住宅建築、改修等に対する支援

(17) 民間賃貸住宅建設促進事業（平成 28 年度～）

→地域材を活用した民間賃貸住宅建設に対する支援

(18) 新木材加工可能性調査事業（平成 27 年度～）

→誘致企業と連携したトドマツ無垢材の低温乾燥技術実証調査の実施

(19) 木質原料製造施設運営事業（平成 24 年度～）

→林地残材などの未利用資源を収集し木質燃料の製造と安定供給の実施

(20) 森林バイオマス資源供給事業（平成 24 年度～）

→林地残材収集事業の実施

(21) 新エネルギー作物栽培研究事業（平成 24 年度～）

→バイオマス資源確保及び遊休地利用のためのエネルギー資源作物「ヤナギ」の栽培研究の実施

(22) 森林バイオマス熱電併給事業化等推進事業（平成 26 年度～平成 29 年度）

→森林バイオマス熱電併給事業の推進

(23) 森林総合産業特区推進事業（平成 24 年度～）

→森林総合産業特区の実現に向けた各種事業の推進

(24) 森林とのふれあい事業（平成 24 年度～）

→植樹祭や林業体験バスツアーの開催

(25) チェンソーアート普及事業（平成 23 年度～）

→森林文化の創造のためのチェンソーアート大会開催への支援

(26) 森林文化創造事業（平成 24 年度～）

→地域材を活用した新木製品開発や森林文化普及啓発活動に対する支援

(27) 森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業（平成 29 年度～）

→森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業の推進

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 林業技術者に関する地域独自の資格制度の創設
- ・ 森林バイオマス熱電併給事業における木質バイオマス原料の買取単価基準の設定

3. 地方公共団体等における体制の強化

環境未来都市の選定、総合特区の指定を受け、この具現化に向けてスピード感を持ちパワフルに推進をしていくための体制整備を平成 24 年 2 月 1 日付けで行った。

行政組織では、「環境未来都市推進本部」を新設し、指揮監督権を有するプロジェクトマネージャーを設置するとともに、本部内に、林業・林産業・森林バイオマス活用などを所掌する「森林総合産業推進課」と「環境未来都市推進課」を新設し推進体制を強化した。

同時に、多様な主体が関与し連携して環境未来都市構想と総合特区の具現化を推進していくために、地域経済団体、町外の有識者、町等からなる「しもかわ推進会議」と外部評価機関である「しもかわ評議委員会」を新設し P D C A サイクルによる適正かつ効果的な推進体制を整えた。

平成23年3月には、町政全体における環境未来都市・地域活性化総合特区の位置付けを明確化、政策体系化した下川町総合計画基本構想見直し案を下川町議会へ提案し議決された。

平成25年4月には、森林総合産業推進課内に「バイオマス産業戦略室」、平成28年4月には、環境未来都市推進課に「地方創生推進室」を新設し、森林総合産業特区の実現に向けた推進体制を強化した。

また、平成27年10月には、地域資源を活用した持続可能な産業基盤（農業・林業）の構築やエネルギー産業などの富が地域内で循環し還元される新たな産業の創造等を掲げた「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、政策として「森林総合産業の構築」（林業＋林産業＋森林バイオマス産業＝森林版6次産業化）を位置付けた。

【解説】

本町の「環境未来都市構想」は「森林総合産業の構築」・「エネルギーの完全自給」・「超高齢化社会に対応する安全安心で誰もが活躍することのできる社会」から成る。

このうち「森林総合産業の構築」は、地域の基幹産業である林業・林産業と森林バイオマス産業の振興を総合的かつ強力に進めていくために、「森林総合産業特区」として地域活性化総合特区制度に申請をして指定を受けた。

「エネルギーの完全自給」は、森林バイオマスの活用を中心としており、エネルギー原料の供給は林業・林産業が担い、燃料の製造と供給は森林バイオマス産業が担う構想である。

また、地域材の活用促進や森林文化を創造していくために、木質什器や家具の開発、製造を豊富な知識、技術を有する高齢者にその一翼を担って貰うことを想定している。

このことから「環境未来都市構想」と「森林総合産業特区」を一体的に展開していく組織体制を整備した。また、町が行う行財政運営は下川町自治基本条例の規定により、下川町総合計画に基づき行うとされていることから、総合計画の見直しを行った。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

総合特区を確実に実施するため、町の最上位計画である下川町総合計画に、総合特区関連事業を位置付けている。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	下川町総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月26日
地域協議会の構成員	下川町 下川町森林組合 北はるか農協下川支所 下川町商工会 下川林産協同組合 北星信用金庫下川支店
協議を行った日	(第1回) 平成23年9月26日 協議会を開催 (第2回) 平成24年2月14日 協議会を開催 (第3回) 平成24年6月15日 書面協議 (第4回) 平成28年4月26日 協議会を開催 (第5回) 平成31年1月10日 書面協議
協議会の意見の概要	(第1回) 別紙のとおり (第2回) 別紙のとおり (第3回) 特になし (第4回) 別紙のとおり (第5回) 特になし
意見に対する対応	別紙のとおり

〔第1回協議会〕

協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 欧州型林業機械の導入については、既に導入事例がある。2. 下川の産業が循環するしくみが重要。提案の内容に先駆性を加え、下川の産業をクラスター式にうまく結び付けていく形が良いのではないか。3. 以前、研究していた、フォレストセンター構想を実現するに良い機会ではないか。4. 総合特区制度の活用を大いに進め、最大限努力して貰いたい。取り組みに対して支持をする。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none">1. 欧州の林業機械をベースに、日本の企業の技術を入れて、地域に適合した機械を開発していく。2. 産業循環については、林業、林産業から発生する林地残材や端材などを自給エネルギー資源として地域内で循環させることで、追加的収益が見込まれる。3. フォレスターセンターは、「人材育成システムの構築」の中心的機関とする。4. 下川町の20年後を視野に、経済的自立をめざして取り組んでいく。

〔第2回協議会〕

<p>協議会の意見の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー資源作物のヤナギをバイオマスエネルギーやバイオエタノールとして実用していくため、例えば農地での栽培など利用規制の緩和を総合特区で出来ないか。 2. F S C 認証に限らず S G E C 森林認証も視野に入れてはどうか。 需要は森林認証材であり F S C と S G E C の区別がある訳ではない。 3. F S C 認証材の流通状況の動きを正確に把握する必要がある。ユーザーがどんなものを求めているのかしっかりと押える必要がある。 4. 国有林との共同施業団地の拡大見通しと林業機械導入に対して製材工場は対応していけるのか。 5. 高性能林業機械は直ぐには使えない、改良が必要である。 6. 担い手の育成と事業を起こしていかなくてはならない。 造林が、町有林の循環型森林経営、私有林、共同施業団地で毎年100haが見込まれるが、夏場の作業員が不足している状況で植付け期の人材確保が必要となっている。現在、コンテナ苗が始まっており、地域内で育苗をして植栽するしくみがあれば、年8000万円の程度の事業が生まれ、通年雇用が可能となる。林業・建設業連携で行う方法もありお互いに通年雇用ができる。新たな事業を起こせば産業化につながる。総合特区の中で実施できないか。 7. 人材育成のフォレストセンターは必ず進めて欲しい。現状として林産業が一番弱く、強くするしくみを作って貰いたい。 8. エネルギー自給は何処まで考えているのか。
<p>意見に対する対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、場合によっては求めていくことも考えられる。 2. S G E C も視野に進めていきたい。 3. 販売先を求めていく必要がある。いかに販路を拡大していくか。 4. H 2 4 年度、H 2 5 年度拡大に向けて協議を進めている。木材については町内で消費が可能と考えている。高性能林業機械についてはどこが管理、運営しているかは今後詰めていく。共同施業団地拡大と高性能林業機械導入は一体的な取り組みである。 5. 改良まで想定している。 6. コンテナ苗については実施してみたいと考えている。取り組んでいきたい。 7. 進めていく。 8. 熱、電気全てを考えている。余剰分は地域外に移出も想定している。

〔第3回協議会〕

協議会の意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

〔第4回協議会〕

協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業、農業、林業とも冬期間の仕事が少ない。国有林との共同施業団地で除間伐等地元事業体が担うことができれば、仕事量が増え、雇用増につながり、木質原料の確保も可能となるのではないかと。 2. 国補助枠の減少による間伐事業量の減少となっているが、補助金に頼らずに事業の推進ができないかと。 3. 下川林産協同組合では、今年度林業・林産業のパンフレットを作成し、小学校等に配布予定。広くPRしていきたい。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町有林に隣接している国有林を団地化（18,551ha）。これまでの取組みは林道網の接続とシステム販売に応募している。今後、共同施業団地をフィールドに高校生の人材育成事業を実施する予定。また、システム販売の拡大等についても引き続き関係者と連携し要請を行っていく。 2. まずは林業の作業効率向上による低コスト化を図ることが重要であり、それでも不足する場合は、森林づくり寄付金（ふるさと納税）の活用や平成28年度から始まる企業版ふるさと納税寄付等の財源確保が必要である。

〔第5回協議会〕

協議会の意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし